

財政課

直 通：092-643-3053

担 当：久光、諸藤（内線 2258）

職員による議会質問情報の提供（横流し）に関する 調査結果・対応方針について

1 目的

職員が特定の会派とのトラブルを避けるため、別の会派の質問内容を事前に伝えている、との執行部と議会の関係性において不適切と思われる事案が報道されたことから、議会質問情報の提供（横流し）の実態について、対象者への調査を行ったもの。

- ・ 調査期間：令和8年6月26日～7月1日
- ・ 対象者：令和7年度知事部局本庁の課（室）長以上の職にあった現役職員136名
（回答者：130名）
- ・ 調査方法：匿名のアンケートを実施

2 確認された事実

(1) 会派（議員）から提供された質問情報の他会派（議員）への提供状況

- ・ 調査を行った知事部局10部の全てにおいて、会派（議員）から提供された質問情報を他会派（議員）に提供したことがある、との回答があった。

(2) 情報提供の内容・方法

- ・ 提供の内容は、質問項目及び質問骨子、答弁骨子・答弁の方向性との回答があった。
- ・ また、質問検討段階での接触・事実確認の情報についても提供している事例が認められた。
- ・ 提供方法については口頭による説明のほか、紙資料の提出（手交）または提示により行われていた。

(3) 情報提供開始の時期、提供のタイミング

- ・ 開始時期について確認したところ、不明とする回答が多い一方で、少なくとも令和5年度には実施されていた、との明確な時期の回答も見られた。
- ・ また、提供のタイミングとして、「会派（議員）の関心事が質問される際」や「質問の重複が判明した際」のほか、「議会の都度（質問が重複していない場合も提供していた）」との回答が複数確認された。

(4) 情報提供の契機

- ・ 情報提供の契機については、「前任者からの引継ぎ」、「上司からの指示」、「議会運営の円滑化のため自発的に実施」といった慣例的に執行部側から提供したもの、「会派（議員）からの要求」に応じて提供したものの両方が確認された。
- ・ また、「議会担当課からの指示」、「慣習としてそのように（提供）するものと思っていた」という回答もあった。

(5) 情報提供する意図の認識

- ・ 情報提供を行う意図としては、多数会派に配慮することで、議会運営を円滑にする（議会運営に支障が出ることを懸念する）ためと認識している回答があった。

3 法適合性に関する検証結果

- ・ 質問情報を提供している事実は確認されたものの、質問情報の提供先が同一の地方公共団体内での行為であることを踏まえると、地方公務員法第34条における『漏洩』に該当するものとは解されない。（顧問弁護士確認済）
- ・ また、その目的は議会運営を円滑にすることにあり、特定の会派への利益供与を意図したものではないことを踏まえると、地方公務員法第30条における『全体の奉仕者』としての立場に抵触するものとは解されない。（顧問弁護士確認済）

4 課題

- ・ 特定の会派に偏った情報提供が、必要性や妥当性が十分に検証されないまま『慣習』として組織に根付いており、外形的にみると、特定の会派を利するよう見えることが、全体の奉仕者たる県職員として望ましくない状況となっていた。
- ・ また、少数会派が独自の調査や問題意識に基づいて行う政策提案について、多数会派が先んじて行うことに繋がり、議会活動の努力や独自性が無効化されるおそれがある状況であった。

5 今後の対応

- ・ 調査結果を踏まえ、執行部職員が、会派（議員）から提供された質問情報を他の会派（議員）に提供することを禁止する。
※質問内容、質問文（骨子を含む）、答弁骨子（方向性を含む）
- ・ 議会が設置した第二次「議会改革プロジェクトチーム」において、この調査結果及び執行部から他会派（議員）に係る質問情報の提供を行わないことについて報告を行うこととする。